

死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和5年
7月号

令和5年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署
6月末速報値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）における令和4年（確定値）の休業4日以上¹の死傷者数（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は図表のとおり、死亡者数は1人、休業4日以上¹の死傷者数は107人です。

管内で約2年ぶりとなる死亡災害が発生してしまいました。業務中の交通事故によるものであり、どの業種でも発生する可能性のあるものです。皆様安全運転にお気を付けいただきますようお願いいたします。

死傷災害は全業種合計では、9人（9.2%）の増加となり、業種別では製造業・建設業が、事故の型では墜落・転落が大幅に増加しています。

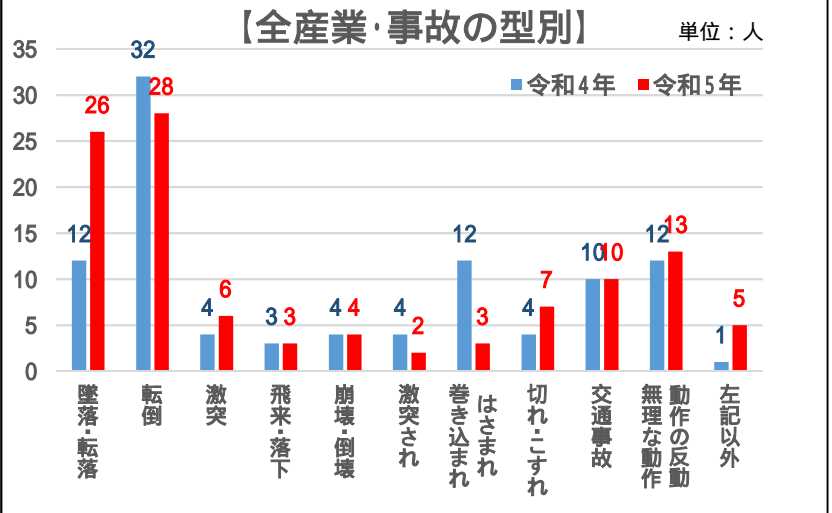
近年の墜落災害は足場などからの墜落よりも、トラックの荷台、ハシゴ・脚立、階段など様々な業種で発生しうるのが中心となっています。

そのため、全ての業種において墜落・転落災害を防止するための取組にご協力をお願いいたします。

【令和5年 休業4日以上¹の死傷災害発生状況 伊勢署】

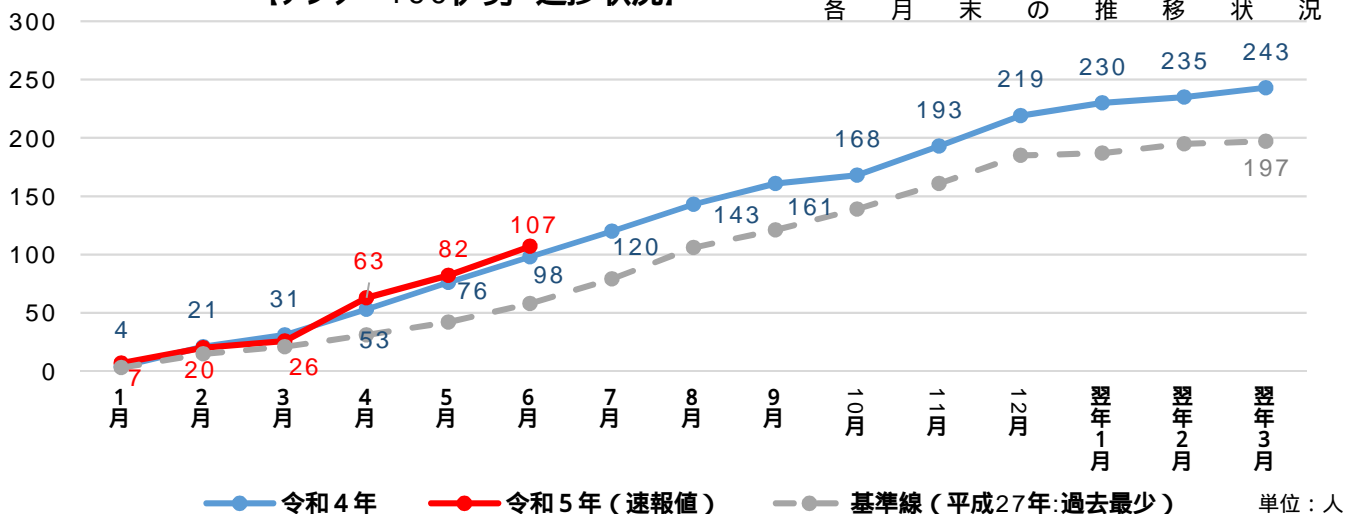
	令和4年		令和5年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種		98		107	+9	+9.2%
製造業		14		20	+6	+42.9%
建設業		13	1	16	+3	+23.1%
道路貨物運送業		3		3	±0	±0.0%
林業		2		2	±0	±0.0%
小売業		19		16	-3	-15.8%
社会福祉施設		18		12	-6	-33.3%
旅館業		9		9	±0	±0.0%

【全産業・事故の型別】



【アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上¹の死傷者数
各月末の推移状況



交通労働災害を防止しましょう

令和5年6月は伊勢労働基準監督署管内で約2年ぶりとなる死亡災害が発生してしまいました。業務中の交通事故によるものであり、どの業種においても発生しうるものです。

交通労働災害防止のために、労働者は安全運転を心掛けるとともに、使用者は「交通労働災害防止のためのガイドライン」を基に対策等を講じていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、三重県においてはセーフティプラザみえ（三重県交通安全研修センター：津市垂水 2566番地 運転免許センター4階）で、交通安全研修（無料）や交通安全DVDの貸出を受けることができますので、こちらのご利用も検討をお願いいたします。

荷役作業のルールが変わります

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

施行日：令和5年10月1日

現在、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象が2トン以上のものに拡大されます。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）となります。

2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

施行日：令和6年2月1日

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、テールゲートリフターの操作の業務に特別教育を行うことが必要となります。

「貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行について」

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230411K0010.pdf>



足場のルールが変わります

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

施行日：令和6年4月1日

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

施行日：令和5年10月1日

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

施行日：令和5年10月1日

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。